

徳島県部等設置条例等の一部を改正する条例

ア 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、本県における文化財の総合的な保存及び活用を図るため、知事が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとする必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 文化財の保護に関する事務を教育委員会から知事に移管することに伴い、次に掲げる条例について、所要の整備を行うこととする。

- a 徳島県部等設置条例
- b 文化財の保護に関する条例
- c 徳島県立埋蔵文化財総合センターの設置及び管理に関する条例
- d 徳島県県民環境関係手数料条例
- e 徳島県教育関係手数料条例
- f 徳島県附属機関の委員の定数を定める条例

ウ 施行期日等

この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行することとする。

※ 本条例案については、総務委員会に付託予定